



2025年6月30日

各位

会社名 北海道瓦斯株式会社
代表者名 代表取締役社長 川村 智郷
(コード：9534、東証プライム・札証)
問合せ先 常務執行役員 総務人事部長
八木 渉
(TEL. 011-792-8301)

譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、2025年6月30日開催の取締役会において、下記のとおり、譲渡制限付株式報酬として自己株式の処分（以下「本自己株式処分」又は「処分」という。）を行うことについて決議しましたのでお知らせいたします。

記

1. 処分の概要

(1) 処分期日	2025年7月29日
(2) 処分する株式の種類及び数	当社普通株式 38,915株
(3) 処分価額	1株につき596円
(4) 処分価額の総額	23,193,340円
(5) 処分予定先	取締役（社外取締役を除く。） 5名 13,652株 執行役員等 14名 25,263株

2. 処分の目的及び理由

当社は、2025年5月19日開催の取締役会において、当社の取締役（社外取締役を除く。以下「対象取締役」という。）及び執行役員等（以下「対象執行役員等」という。）に対して当社グループの持続的成長と中長期的な企業価値向上を目的として、新たに譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」という。）を導入することを決議いたしました。

なお、当社取締役の報酬額は、2006年6月29日開催の第160回定時株主総会において、報酬総額を年額3億円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まない）とすること、2025年6月20日開催の第179回定時株主総会において、

各事業年度において対象取締役に対して割当てる譲渡制限付株式の総数は80,000株をその上限とすることにつき、ご承認いただいております。当社は、取締役会決議に基づき、対象取締役に対し、譲渡制限付株式に関する報酬として前記報酬額の範囲内で金銭報酬債権を支給することとしています。

本日、当社取締役会において、対象取締役に対しては、本株式に関する払込期日（以下「本払込期日」）という。）の直前の定時株主総会の翌日から次期定時株主総会までの期間、対象執行役員等に対しては、各対象執行役員等の任期（原則として、本処分期日の属する年の4月1日から翌年3月31日までの期間）に係る譲渡制限付株式報酬として、本制度の目的、当社の業績、各対象者の職責の範囲および諸般の事情を勘案し、割当予定先である対象取締役5名および対象執行役員等14名（以下「割当対象者」という。）に対し、金銭報酬債権合計23,193,340円を支給し、割当対象者が当該金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込むことにより、特定譲渡制限付株式として当社普通株式38,915株を割当ててことを決議いたしました。

なお、本制度による当社の普通株式の発行または処分にあたっては、当社と割当対象者との間で譲渡制限付株式割当契約（以下、「本割当契約」という。）を締結するものいたします。

3. 譲渡制限付株式割当契約の概要

本制度に基づき当社の普通株式の発行または処分をするにあたり、当社と割当対象者との間で、以下の内容を含む本割当契約を締結いたしますが、その概要は以下の通りです。（本割当契約により割当てを受けた当社普通株式を、以下「本株式」という。）

① 譲渡制限期間

割当対象者は、本株式に関する払込期日（以下「本払込期日」という。）から当社および当社子会社の取締役、監査役、執行役員等および従業員のいずれの地位からも退任または退職する時点までの間（以下、「譲渡制限期間」という。）、本株式について、譲渡、譲渡担保権の設定、その他の処分をすることができない。

② 譲渡制限の解除

以下のいずれかに該当する場合、本株式の全部について譲渡制限を解除する。ただし以下のBおよびCに該当する場合においては、当該事象の発生あるいは承認までの期間を踏まえて合理的に定める数の本株式について譲渡制限を解除する。

A 上記①の譲渡制限期間が満了した場合

B 対象取締役が、本株式に関する払込期日（以下「本払込期日」）という。）の直前の定時株主総会の翌日から次期定時株主総会までの期間中（対象執行役員等については、対象執行役員等の任期期間中）に、死亡、任期満了、その他正当な理由により、当社および当社子会社の取締役、監査役、執行役員等および従業員のいずれの地位からも退任または退職することが確定した場合。

- C 本譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認され、本株式の譲渡制限解除について当社の取締役会で決議された場合。
- D 当社の普通株式に対し、金融商品取引法第27条の2以下に規定される公開買付けが開始された場合であって、割当対象者から当社に対して当該公開買付けに応募するために本譲渡制限を解除するよう書面により申し出があり、本株式の譲渡制限を解除する日を取締役会が別途定めた場合。
- E その他、取締役会で決議された場合。

③ 無償取得事由

- A 当社は、上記②BおよびCに定める場合において、取締役会で決議のうえ、譲渡制限が解除されていない本株式を無償で取得する。
- B その他、取締役会で決議された場合。

④ 株式の管理

割当対象者は、証券会社に、当社が指定する方法にて、本割当株式について記載または記録する口座の開設を完了し、譲渡制限が解除されるまでの間、本株式を当該口座に保管・維持するものとする。

4. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本自己株式の処分における払込価額につきましては、恣意性を排除した価額とするため、2025年6月27日（取締役会決議日の前営業日）の東京証券取引所プライム市場における当社の普通株式の終値である596円としております。これは、取締役会決議日直前の市場株価であり、合理的かつ特に有利な価額には該当しないものと考えております。

以 上